

谷中二・三・五丁目にお住いの皆様、建物等を所有されている皆様へ

不燃化特区制度のご案内

事業期間

令和7年度まで(5年間延長されました。)

対象区域

谷中二・三・五丁目

※木造住宅密集地域のうち、特に重点的・集中的に改善を図る地区として東京都から指定されています。

老朽建築物除却助成

●個人又は中小企業者の所有する老朽建築物の解体除却に要する経費に対して助成します。

〔助成の対象となる除却〕

除却後に、敷地を延焼防止上有効な空地又は耐火建築物等もしくは準耐火建築物等を建設する空地として整備すること。

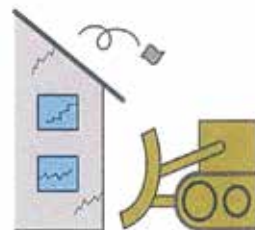
〔助成の対象となる老朽建築物〕

耐用年数の2/3を超えた建築物等

※木造15年、鉄骨造23年、鉄筋コンクリート造32年

〔助成金の内容〕

老朽建築物及び工作物の解体除却工事費並びに除却後の整地費 上限150万円



戸建建替え助成・共同住宅建替え助成

●過去5年以内に老朽建築物を除却し、個人又は中小企業者が戸建・共同住宅に建替える場合、建築設計及び工事監理に要する経費に対して助成します。

〔助成の対象となる戸建建替え〕

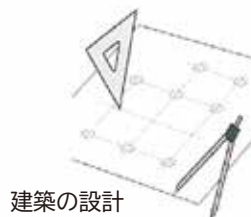
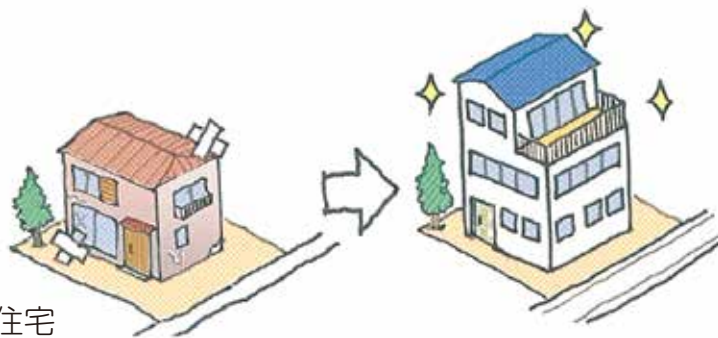
自己等が所有する老朽建築物から自己居住の戸建住宅等(耐火建築物等又は準耐火建築物等)への建替え

〔助成の対象となる共同住宅建替え〕

自己等が所有する老朽建築物から自己所有の共同住宅等(耐火建築物等又は準耐火建築物等)への建替え

〔助成金の内容〕

整備建築物の建築設計費及び工事監理費の
45/100 上限150万円



建築の設計

建築士による
工事監理



台東区役所都市づくり部地域整備第三課 (台東区役所5階7-③番窓口)

〒110-8615 東京都台東区東上野四丁目5番6号 ☎03-5246-1365